

ハラスメント防止について

当事業所では、職場内のハラスメントを防止すると共にご利用者（ご家族等）様との関係においてもハラスメント等のトラブルなくよりよい関係でのご支援ができますよう、以下の内容に対してご理解とご協力をお願いします。

また、ハラスメントが疑われる場合については事実確認等を踏まえ法人内（笛吹市社会福祉協議会）で協議を行い、ご利用者（ご家族等）様との契約について終了をする場合があります。

○カスタマーハラスメントやセクシャルハラスメント等の分類と具体例

分 類	内 容	ハラスメントの具体例等
身体的暴力	身体的な力を使って、危害を及ぼす行為	物を投げつける・叩く・唾を吐く・服を引っ張る・土下座をさせる等
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為	大声を発する・怒鳴る・役に立たない等、個人を否定するような言動をする・威圧的な態度で理不尽な要求をする・ご家族様等がご利用者様の理不尽な発言を一方的にうのみにし、否定的な言動をとる 等
性的嫌がらせ	意に添わない性的誘いをかけ、好意的態度の要求等性的な嫌がらせ行為	必要もなく腕や足等、さりげなく身体をさわる・抱きしめる・ヌード写真や動画を見せる・わいせつ行為や盗撮をする・プライベートな予定を聞く等
著しく威圧的な行為	ご利用者（ご家族）様からの業務に支障を及ぼす著しい迷惑行為	電話や面談等で長時間拘束する・頻繁に来所し、クレームを言う・業務外や休日時間外の対応の強要をする・脅迫的かつ反社会的な言動をする・優位な立場にいることを利用した暴言、特別扱いをさせる 等